

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人賛幸会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年12月7日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会への欠席が続く評議員が見受けられる。ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお評議員会への欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。(審査基準第3の1の(3))</p>	<p>評議員会の開催について、欠席が続く評議員が発生しないよう開催日程等の調整を行います。</p>
2	<p>貴法人において、特別養護老人ホームはまゆの土地について国若しくは地方公共団体以外の者から賃借されているが、地上権又は賃借権の設定及び登記がなされていない。ついては、安定して事業を継続するため、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。(審査基準第2の1の(1))</p>	<p>特別養護老人ホームはまゆの土地は、国若しくは地方公共団体以外の者との共有地上に建設しており、当法人の持分以外の土地についてを賃借しているものです。借地借家法第10条1項により賃借権は、その登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって共有地の持分以外の地権者に対抗することができることから、特別養護老人ホームはまゆの事業は安定して継続することができるかと理解しております。ご指摘いただいた内容につきまして、念のため鳥取地方法務局に相談した結果、共有地について借地権並びに地上権の設定はできないと回答をいただきました。また、当法人の持分以外の土地に借地権並びに地上権の設定をするためには、共有地を分筆し土地の登記を行うことで可能となりますが、当法人以外の土地の地権者にその意思が無いことから、この度のご指摘につきましては実施することを見送らせていただきます。</p>

3	貴法人の計算書類に対する注記において、必要な事項が一部記載されていない。また、計算書類の金額と一致しない等の誤りが見受けられる。ついては、適切に注記を記載すること。(運用上の取扱い24)	ご指摘に基づき、適切な注記の記載を行います。
---	---	------------------------